

## 用語説明

項目	内 容
一般会計	特別会計以外のあらゆる行政に要する一般的な収支を経理するもので、税収入を主な財源として、地方公共団体の基本的かつ主要な活動に必要な経費を計上した根幹となる会計です。
特別会計	特定の事業・資金などについて、特別の必要がある場合に、法令等に基づいて、一般会計から独立して、その収支を別個に処理するために設ける会計です。世田谷区には、国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業、学校給食費の特別会計があります。
性質別分類	地方公共団体の経費を、法令等により支出が義務づけられた経費（義務的経費）や、道路・学校・区民施設などの建設費（普通建設費）など、経費の性質に着目して分類したものです。
目的別分類	地方公共団体の経費を福祉や教育、公衆衛生、産業、都市基盤などの行政サービスの種類ごとに分類したものです。
義務的経費	人件費、扶助費、公債費の合計を義務的経費といいます。これらの経費は、法令の規定やその性質上支出が義務付けられており、任意に削減しえないものであることから、その割合は財政構造の弾力性を判断する目安として用いられます。
扶助費	地方公共団体が、生活保護法・老人福祉法等の法令により、また、地方公共団体独自の施策として、直接本人に支給する現金や物品の経費です。
公債費	区が借り入れた地方債（特別区債）の元金及び利子の償還金をいいます。公債費は、人件費・扶助費と同様に義務的経費に分類されます。これが歳出予算の中で比重を高めることは、財政の硬直化を招きます。
財政調整基金	大幅な税の増収があった時などに積み立てておき、経済事情が著しく悪化し財政収支のバランスが崩れてしまうような場合に切り崩し、財源の年度間調整をするものです。
減債基金	地方債の償還のための資金を基金として積み立てることにより、長期にわたり財政負担の平準化を図り、あわせて地方債の信用を維持しようとするものです。
特別区債（地方債）	区が財政収支の不足を補うため資金調達することによって負担する債務で、その償還が一会計年度を越えて行われるものをいいます。
減税等補てん債	減税補てん債は、個人住民税の税制改正等に伴う地方公共団体の減収額を埋めるため特例として許可される特別区債です（「恒久的減税」の廃止により平成18年度までで廃止されています）。「減税等補てん債」には、減税補てん債のほか、臨時税収補てん債及び減収補てん債が含まれています。
都区財政調整制度	東京都と特別区及び特別区相互間の財政を調整する制度です。特別区の区域では、本来市が行う事務の一部（消防、上下水道等）を都が行っており、このため、通常市町村の財源となる税（固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税）を都が徴収しています。これらを財源とし、都と区の事務分担に応じた一定割合を特別区財政調整交付金として特別区に交付しています。
特別区財政調整交付金	各区の財政力の不均衡を無くし、行政水準の均衡を保つため、一定の算式に従い、各区ごとに基準財政収入額、基準財政需要額を算定し、その差額について交付されるものです。
基準財政収入額	各特別区の財政力を合理的に測定するために、特別区民税、利子割交付金、地方消費税交付金などの主な一般財源の収入について算定した額のことをいいます。例えば、特別区民税は収入額の85%を算定しています。
基準財政需要額	各特別区の行政経費を、その目的・種類ごと（例えば民生費、土木費、教育費等）に分類し、この経費の分類ごとに算定された額を合算したものをいいます。

項目	内 容	
<p>経常収支比率</p>	<p>歳出経費の財源は、まず特定財源を充て、残りに一般財源を充てる。          そこで、人件費、扶助費、公債費等の経常的経費に経常一般財源がどの程度充当されているかを測ることによって財政構造の弾力性の指標とすることができる。          この数値が高いほど新たな施策や投資的事業などへの財源投入が困難になり、財政は硬直化していることになる。</p> <p style="text-align: right;"><u>経常的経費充当一般財源</u> 経常一般財源総額</p>	
<p>経常的経費</p>	<p>毎会計年度において継続的かつ恒常的に支出される経費。          一般的には、次のような臨時的経費を除いたものすべてが経常的経費となる。          【臨時的経費】          投資的経費          積立金、出資金          貸付金のうち、制度化されていないもの（主に土地開発公社貸付）          繰出金のうち、国民健康保険事業会計（基盤安定分などは経常）          # 後期高齢者医療会計（基盤安定分などは経常）          人件費のうち、特別職及び勤奨退職者に対する退職手当          その他臨時的事業（選挙、統計等）</p>	
<p>一般財源</p>	<p>収入の種類において、用途が制約されず、どのような経費にも使用できるものが一般財源であり、用途が特定されているものが特定財源である。          しかし、一般財源の範囲については、明確な規定がなく、使われる場合によって広狭がある。本区においては、次のように区分している。</p>	
	<p style="text-align: center;">普通会計（ 経常一般財源）</p> <p>一般財源</p> <p>特別区税          地方譲与税          利子割交付金          配当割交付金          株式等譲渡所得割交付金          地方消費税交付金          自動車取得税交付金          地方特例交付金          特別区交付金（普通交付金のみ）          交通安全対策特別交付金          環境性能割交付金</p> <p>一般財源等</p> <p>繰越金          繰入金の一部（財政調整基金、減債基金）          特別区債の一部（減税等補てん債）          財産収入の一部（財産売払等）          一般寄附金          使用料の一部（道路占用料等）</p>	<p style="text-align: center;">一般会計</p> <p>一般財源</p> <p>特別区税          地方譲与税          利子割交付金          配当割交付金          株式等譲渡所得割交付金          地方消費税交付金          自動車取得税交付金          地方特例交付金          特別区交付金          交通安全対策特別交付金          環境性能割交付金</p> <p>繰越金          繰入金の一部（財政調整基金、減債基金）          特別区債の一部（減税等補てん債）          財産収入の一部（財産売払等）          一般寄附金</p>
<p>特定財源</p>	<p>財源としての用途が特定されている収入をいう。          本区の場合、分担金及負担金、使用料及手数料、国庫支出金、都支出金、特別区債（減税補てん債を除く）、諸収入の一部を特定財源に区分している。</p>	
<p>財政収支</p>	<p>形式収支 = 歳入決算額 - 歳出決算額          実質収支 = 形式収支 - 翌年度へ繰り越すべき財源（事故繰越し、繰越明許費）          単年度収支 = 当該年度実質収支 - 前年度実質収支          実質単年度収支 = 単年度収支 + 財政調整基金積立額 + 特別区債繰上償還額 - 財政調整基金取崩し額</p>	
<p>財政力指数</p>	<p>交付税算定上の（特別区では都区財政調整上の）基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値で、この指数が大きいほど理論上標準的には財源に余裕があるものとされる。          決算統計では直近3か年度の平均値を採用する。</p> <p style="text-align: right;"><u>基準財政収入額</u> 基準財政需要額</p>	

項目	内	容
実質収支比率	標準財政規模に対する実質収支の割合。財政規模によって異なるが、一般的には概ね3～5%が適度であると言われている。	$\frac{\text{実質収支額}}{\text{標準財政規模}}$
標準財政規模	一般財源（地方税、地方譲与税等）ベースでの地方自治体の標準的な財政規模を示すもの。実質収支比率や一般財源比率など各種の財政指標を算出する基礎数値に用いられる。	特別区の場合は、標準財政収入額から地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、交通安全対策特別交付金の収入見込額を控除した額の85%、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、交通安全対策特別交付金の収入見込額、都区財政調整普通交付金の交付額、臨時財政対策債発行可能額の合算額となる。
臨時財政対策債発行可能額	地方財源の不足に対処するため、従来の交付税特別会計借入金による方式にかえて、標準財政需要額から地方債への振替相当額として算出された額を限度に、地方財政法第5条の特例として発行が認められる地方債（臨時財政対策債）の発行枠。 平成22年度以降、段階的に「人口基礎方式」（すべての地方公共団体を対象とし、各団体の人口を基礎として算出）を廃止し、平成25年度から、全額「財源不足額基礎方式」（人口基礎方式による臨時財政対策債発行可能額を振り替えたときに、財源不足額が生じている計算となる地方公共団体を対象とし、当該不足額を基礎として算出）により算出している。	
健全化判断比率	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定された、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標。	
実質赤字比率	一般会計等（本区では一般会計と学校給食費会計の合算）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。 11.25%を超えると早期健全化団体となる。	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$ （繰上げ充用額 + （支払繰延額 + 事業繰越額））
連結実質赤字比率	特別会計を加えた本区全ての会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。 16.25%を超えると早期健全化団体となる。	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$ 〔一般会計と特別会計の実質赤字の合計額 - 一般会計と特別会計の実質黒字の合計額〕
実質公債費比率	公債費及び公債費に準ずる経費の標準財政規模に対する比率の3か年平均値。 一部事務組合の起債額や債務負担などの公債費に準ずる額も含まれる。 18%を超えると、起債には都の許可が必要となり、25%を超えると早期健全化団体となる。	$\frac{\left[ \begin{array}{l} \text{公債費} \\ \text{一括償還額} \\ \text{を除く} \end{array} \right] + \text{公債費に準ずる額}}{\text{標準財政規模}} - \frac{\left[ \begin{array}{l} \text{償還の} \\ \text{ための} \\ \text{特定財源} \\ \text{+ A} \end{array} \right]}{A}$ A = 地方債の元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる標準財政需要額に算入された額等（特別区にあっては総務大臣が定めた額）
将来負担比率	地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。 退職手当等の負担見込み額や土地開発公社からの用地取得等も含まれる。 350%を超えると早期健全化団体となる。	$\frac{\text{将来負担額}}{\text{標準財政規模}} - \frac{\left[ \begin{array}{l} \text{充当可能基金額} + \\ \text{特定財源見込額} + \\ \text{地方債残高等に係る} \\ \text{標準財政需要額算入見込額} \end{array} \right]}{A}$